

法科大学院評価基準要綱（案）

平成16年10月
（平成 年 月改定）

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構

はじめに

平成 16 年 4 月、「司法試験」というこれまでの「点」による選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備する一環として、その中核的な教育機関という位置付けで法科大学院が創設された。またこれと同時に、法科大学院の教育活動等の質を保証することを目的として、第三者評価機関による認証評価制度も併せて整備された。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、平成 17 年 1 月、文部科学大臣から認証評価機関としての認証を受けて、1 巡目の評価として 28 大学、2 巡目の評価として 27 大学の法科大学院について認証評価を行ってきた。

法科大学院教育の現状については、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会において、平成 26 年 10 月、認証評価の在り方も含め、「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について（提言）」として、その改善方策が取りまとめられた。

機構では、3 巡目の認証評価に向けて、平成 26 年 3 月、「法科大学院認証評価検討ワーキンググループ」を設置して、法科大学院評価基準要綱改定に係る作業をスタートさせた。

この作業においては、これまで機構の認証評価を受けた法科大学院や機構の評価に携わった評価担当者からのアンケート結果や上述の提言、平成 27 年 3 月 31 日付け文部科学省高等教育局長通知「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について（通知）」を踏まえ、基準及び解釈指針の内容等について精査を行ってきた。

その結果、「入学者の質の保証」、「入学定員の適正な管理」、「教育活動の実施状況及びその成果」に関する客観的指標の導入、基準及び解釈指針内容の明確化等、より適切な認証評価を行うための評価基準等の改定を行い、平成 27 年 6 月、新たな「法科大学院評価基準要綱」として決定するところとなった。

なお、本要綱のほかに、評価の詳細な手順等を示すものとして、各法科大学院が行う自己評価に当たっての実施要項（「自己評価実施要項」）や、機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書（「評価実施手引書」）等についても改定を行った。

新たな法曹養成制度の中核的な教育機関である法科大学院は、制度発足後 10 年が経過し、様々な課題を有するものと思われるが、これまでの認証評価の結果を踏まえた上で、社会の声にも真摯に耳を傾け、法科大学院自らがその改善を図り、真に国民の期待と信頼に応えていくことが重要である。

機構としては、我が国の法科大学院の教育活動等の水準の維持・向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、これからも法科大学院評価システムの改善に向け、努力してまいり所存である。

目 次

はじめに	i
------	---

I 総 則

1 評価の目的	1
2 評価基準の性質及び機能	2
3 適格認定	3

II 基準及び解釈指針

第1章 教育の理念及び目標	
1-1 教育の理念及び目標	4
第2章 教育内容	
2-1 教育内容	6
第3章 教育方法	
3-1 授業を行う学生数	13
3-2 授業の方法	15
3-3 履修科目登録単位数の上限	17
第4章 成績評価及び修了認定	
4-1 成績評価	19
4-2 修了認定及びその要件	22
4-3 法学既修者の認定	25
第5章 教育内容等の改善措置	
5-1 教育内容等の改善措置	27
第6章 入学者選抜等	
6-1 入学者受入	29
6-2 収容定員及び在籍者数等	31
第7章 学生の支援体制	
7-1 学習支援	33
7-2 生活支援等	35
7-3 障害のある学生に対する支援	36
7-4 職業支援（キャリア支援）	37
第8章 教員組織	
8-1 教員の資格及び評価	38
8-2 専任教員の配置及び構成	39
8-3 教員の教育研究環境	42
第9章 管理運営等	
9-1 管理運営の独自性	43
第10章 施設、設備及び図書館等	
10-1 施設、設備及び図書館等	45
第11章 自己点検及び評価等	
11-1 自己点検及び評価	47
11-2 情報の公表	49

III 評価の組織及び方法等

1 評価の種類	51
2 評価の組織	52
3 評価の方法等	53
4 教員組織調査	55
5 追評価	56
6 予備評価	57
7 評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保	58
8 情報公開	59
9 評価基準の改定等	60
10 評価手数料	61

I 総則

1 評価の目的

1-1

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施する。

- （１）法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- （２）当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- （３）法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価基準の性質及び機能

2-1

評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する大学評価基準として策定されたものである。

2-2

評価基準は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえて、同法第5条に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下「適格認定」という。）をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。

2-3

基準は、その内容により、次の2つに分類される。

- （1）各法科大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等

- （2）各法科大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。

例 「・・・に努めていること。」 等

2-4

2-3（1）の基準のうち、法科大学院教育の質を保証する観点から特に重視される基準を重点基準とする。

2-5

解釈指針は、各基準に係る説明及び例示を規定したものである。

ただし、「・・・が望ましい。」と規定されたものについては、各法科大学院において、当該解釈指針に定められた内容が実施されている場合、優れた特徴として取り扱うものとする。

3 適格認定

3－1

機構は、各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適格認定を与える（以下、機構から適格認定を受けた法科大学院を「機構認定法科大学院」という。）。

法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断は、各基準のうち、特に重点基準の判断結果を踏まえて行うものとする。

3－2

機構認定法科大学院は、評価基準で定める要件を継続的に充足するだけでなく、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、教育活動等の水準を高めることに努めなければならない。

Ⅱ 基準及び解釈指針

第1章 教育の理念及び目標

1-1 教育の理念及び目標

1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

解釈指針1-1-1-1

教育の理念及び目標が「適切に設定」されていることとは、各法科大学院の教育の理念及び目標が、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという法科大学院制度の目的に適合していることをいう。

解釈指針1-1-1-2

教育の理念及び目標が「明確に示されている」こととは、各法科大学院の教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、広く社会に公表されていることをいう。

1-1-2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

解釈指針1-1-2-1

各法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況は、司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況その他修了者の進路及び活動状況（企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況を含む。以下同じ。）に基づき、学生の学業成績及び在籍状況（原級留置者及び退学者等の状況を含む。以下同じ。）その他必要な事項を勘案して判断するものとする。

解釈指針 1－1－2－2

次の各号に定める司法試験の合格状況に関する指標のいずれかに該当する場合には、原則として、教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されているとはいえない。ただし、基準に適合しているか否かの最終的な判断は、法学未修者教育や夜間開講の実施状況、司法試験の合格率の改善状況等の個別の事情を勘案して行う。

- (1) 5年の評価期間中に実施される各年度の司法試験について、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験に合格した者の割合が全国平均の割合の2分の1に満たない年度が、評価を実施する年度を含めて3回以上あること。
- (2) 5年の評価期間中に実施される司法試験について、評価を実施する年度の前年度の末までの5年間に当該法科大学院を修了した者に対する、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験し合格した者の割合が、全国平均の割合の2分の1に満たないこと。

解釈指針 1－1－2－3

5年の評価期間中に当該法科大学院を修了して5年が経過する者に対する司法試験に合格した者の割合が7割以上となることが望ましい。

第2章 教育内容

2-1 教育内容

2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

解釈指針 2-1-1-1

法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていることが必要である。

解釈指針 2-1-1-2

飛び入学者を法学既修者として認定する場合には、法科大学院教育の段階性及び完結性を維持するため、カリキュラムの適切な編成及び学修指導に十分な配慮がされる必要がある。

解釈指針 2-1-1-3

他の法科大学院からの転入学を認める場合には、法科大学院教育の段階性及び完結性を維持するため、カリキュラムの適切な編成及び学修指導に十分な配慮がされる必要がある。

解釈指針 2-1-1-4

学生が段階的に履修をできるように、カリキュラムが適切に編成されているほか、法学未修者に対して基本的な考え方を理解させる授業計画や社会人である学生に対する長期履修制度や夜間コースの導入など、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導が行われていることが必要である。

2-1-2

各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

解釈指針 2－1－2－1

「適切な到達目標」とは、「共通的な到達目標モデル」が存在する科目においては、それと同程度以上の内容及び水準であることをいい、それが存在しない科目においては、授業を通じてどのような成果を達成するかを概括的に示した目標をいう。

2－1－3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

解釈指針 2－1－3－1

本基準は、導入的な授業科目や論文指導など4つの科目区分に該当しない授業科目が開設されることを妨げるものではない。

解釈指針 2－1－3－2

法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目である。

解釈指針 2－1－3－3

法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなどして、法律基本科目などとの連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行う授業科目である。

解釈指針 2－1－3－4

基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることに寄与する教育内容を備えた授業科目である。

解釈指針 2－1－3－5

展開・先端科目は、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的又は発展的な理解を得させるために、必要に応じて実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目である。

解釈指針 2－1－3－6

基準 2－1－3（１）から（４）に該当する科目が他の科目区分の授業科目として開設されているときは、適切な科目区分にしたがって開設されているとはいえない。

解釈指針 2－1－3－7

法律基本科目と展開・先端科目の区分に当たっては、授業科目が憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の基本分野に関するものであるかどうかにしたがって判断する。教育の内容が上記基本分野に当たる場合には、それが発展的・応用的なものであっても、原則として法律基本科目に区分される。

解釈指針 2－1－3－8

法律基本科目と法律実務基礎科目の区分に当たっては、授業科目の到達目標が法律基本科目の各分野の理解を主眼とするものとなっているか、法律実務に関する基礎的な内容の理解を主眼とするものとなっているか等を踏まえて総合的に判断する。

教育の内容が基本分野に当たる場合には、それが発展的・応用的なものであっても、原則として法律基本科目に分類される。

解釈指針 2－1－3－9

一の授業科目の中で、法律基本科目に該当する部分と展開・先端科目又は法律実務基礎科目に該当する部分とが混在している場合には、その授業科目の基本的な到達目標やそれぞれの割合などを考慮して総合的に判断する。

2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

解釈指針2-1-4-1

法律基本科目の基本分野に関する授業科目を選択科目とするなど、法学未修者が履修することなく修了することができるカリキュラムは適切とはいえない。

2-1-5：重点基準

基準2-1-3（1）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

（1）公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）

10単位

（2）民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

32単位

（3）刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

12単位

解釈指針2-1-5-1

4年を超える標準修業年限を定める場合には、基準2-1-5において「法学未修者については、1年次及び2年次」とあるのは、「法学未修者については、1年次から3年次まで」と読み替えるものとする。

解釈指針2-1-5-2

法律基本科目において、（1）から（3）までの系に明確に区分できない授業科目については、主たる内容が属する法分野にしたがい、各系に区分整理するものとする。ただし、いずれか1つの系に区分整理することが困難な場合には、法律基本科目の中で上記3つの系とは別に整理するものとする。

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

(2)(1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目((1)に掲げる内容の授業科目を除く。)のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3)(1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

解釈指針 2-1-6-1

法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するについて、授業内容決定のために協議をし、あるいは共同授業の実施をするなど、実務家教員と研究者教員が協力していることが必要である。

解釈指針 2-1-6-2

基準 2-1-6 (1) アについては、法曹三者（弁護士、裁判官、検察官）の法曹倫理すべてを考慮した内容が含まれている必要がある。

解釈指針 2-1-6-3

基準 2-1-6 (4) ア及びイに掲げる教育内容については、すべての学生に対して指導がされている必要がある。

2-1-7

基準 2-1-3 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

2-1-8

基準 2-1-3 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

解釈指針 2－1－8－1

展開・先端科目は、多様な内容の授業科目が開設されており、学生が多様な分野の科目の履修をすることができるようにされている必要がある。

2－1－9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

第3章 教育方法

3-1 授業を行う学生数

3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

解釈指針 3-1-1-1

法科大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けに鑑みて、基準 3-1-1 に適合する数の学生に対して授業が行われていることが必要である。（なお、適切な授業方法については解釈指針 3-2-1-3 を参照。）

解釈指針 3-1-1-2

基準 3-1-1 にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次の各号に掲げる者を含む。

- (1) 当該授業科目を再履修している者。
- (2) 当該授業科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。

解釈指針 3-1-1-3

基準 3-1-1 に適合する学生数が維持されるための措置として、他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の授業科目の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られていることが必要である。

3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

解釈指針 3－1－2－1

法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、75人を超えている場合は、原則として、「標準」の範囲内にあるといえない。

75人を超える場合には、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかにされているとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に照らして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置が講じられていることが必要である。（解釈指針 3－2－1－3 及び解釈指針 3－2－1－4 を参照。）

3-2 授業の方法

3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針 3-2-1-1

「専門的な法知識」とは、当該授業科目において法曹として一般に必要と考えられる水準及び範囲の法知識をいう。

解釈指針 3-2-1-2

「批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力」とは、具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力をいう。

解釈指針 3-2-1-3

「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、現地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいう。

解釈指針 3－2－1－4

法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が確実に実施されることが求められる。ただし、法学未修者 1 年次の授業科目においては、法学の知識や法的思考力等の基礎・基本の徹底を図るため、講義形式を中心とする授業方法による可能性を含めて、法学を全く学んでいない者、法学の基礎的な学識が備わっていない者が対象となることに鑑みた授業方法の工夫が図られていることが必要である。

解釈指針 3－2－1－5

法科大学院の授業においては、試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や、理解を伴わない断片的な知識の機械的な暗記をさせる教育など受験技術優先の指導に偏した教育を実施することは適切でない。

解釈指針 3－2－1－6

法律実務基礎科目については、次の各号に掲げる事項が確保されていることが必要である。

- (1) クリニック及びエクスターンシップにおいては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督が行われていること。
- (2) エクスターンシップにおいては、法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し、かつ、成績評価や単位認定等に責任をもつ体制が整備されていること。

解釈指針 3－2－1－7

学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮して作成されていること。
- (2) 適切な教科書や補助教材が使用されていること。
- (3) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- (4) 予習及び復習に関して、教員による適切な指示がされていること。
- (5) 授業時間外の自習が可能となるよう、基準 10－1－1 に適合する自習室、その他必要とされる設備、機器及び図書等が備えられていること。

解釈指針 3－2－1－8

集中講義を実施する場合には、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が十分に確保される必要があり、同一の授業科目の履修が短期に集中したり、複数の授業科目を同時期に履修したり、授業終了の直後に試験が実施されたりしないよう、その実施の時期、授業時間割及び試験日の設定等について配慮されていることが必要である。

3-3 履修科目登録単位数の上限

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

- (1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目 8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目 6単位

- (2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

解釈指針3-3-1-1

基準3-3-1にいう「単位数」には、通常の授業時期以外に実施する集中講義、実習、リサーチ・ペーパー等の授業科目に係る単位数をも含む。

解釈指針3-3-1-2

基準3-3-1にいう「その理由が合理的なものであること」とは、その超える単位がエクスターンシップやクリニックなど実習の授業科目に限定されているなど授業科目の性質上学生の事前事後の学習に大きな負担とならない場合をいう。ただし、36単位を超える単位数は必要最小限度のものであることが必要であり、その単位数が4単位を超えるときは、合理的な理由があるとは認められない。

解釈指針3-3-1-3

基準3-3-1(1)ただし書アにいう「法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目」には、法学未修者2年次において1年次に配当された法律基本科目の授業科目を再履修する場合は含まれない。この場合において、当該授業科目は、解釈指針3-3-1-4第1項ただし書の4単位に含まれるものとする。

解釈指針 3-3-1-4

基準 3-3-1 (1) に定める履修登録可能な単位数は、原級留置となった場合の再履修科目単位数及び基準 4-2-1 (1) アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。ただし、進級が認められた場合の再履修科目単位については、4 単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとするができる。

基準 3-3-1 (2) に定める履修登録可能な単位数は、再履修科目単位数及び基準 4-2-1 (1) アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。

解釈指針 3-3-1-5

研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、3 年を超える標準修業年限を定める場合には、基準 3-3-1 の定める単位数の上限は、以下によって定まる。

- (1) 基準 3-3-1 (1) において「36 単位」とあるのは、「36 を当該標準修業年限数で除した数に 3 を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。
- (2) 基準 3-3-1 (1) ただし書アの科目の 8 単位については、法学未修者 1 年次又は 2 年次の科目 6 単位以上及び同 3 年次の科目 2 単位以下に振り分けることを妨げない。
- (3) 基準 3-3-1 (2) において「44 単位」とあるのは、「44 を当該標準修業年限数で除した数に 3 を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。

第4章 成績評価及び修了認定

4－1 成績評価

4－1－1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- （１）成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- （２）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （３）成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- （４）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （５）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- （６）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- （７）期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であると理由が明らかにされていること。

解釈指針 4－1－1－1

基準 4－1－1 にいう各授業科目における「達成度」は、当該法科大学院の設定する到達目標を踏まえ、各学年、配当学期及び各授業科目の性質にしたがい、また将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して、適切に設定されていることが必要である。

解釈指針 4－1－1－2

- (1) 基準 4－1－1 (2) にいう「成績評価の基準」については、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針が設定され、かつ、各授業科目における成績評価の考慮要素があらかじめ明確に示されていることが必要である。ただし、授業科目の性質に照らして、これによることができない場合は、この限りでない。
- (2) 絶対評価方式を採る場合にあつては、授業科目間において評価の尺度が共通しており、また、教員間において尺度の設定に関する認識が共有されていることが必要である。

解釈指針 4－1－1－3

基準 4－1－1 (3) に関して、次の各号に掲げる措置又はこれに準ずる措置が講じられていることが必要である。

- (1) 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。
- (2) 各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）が法科大学院の教員間で共有されていること。

解釈指針 4－1－1－4

基準 4－1－1 (4) にいう「必要な関連情報」には、成績分布に関するデータ（成績の各ランクに学生が何人存在しているか、又はその割合を示すデータのことをいう。）及び筆記試験やレポート課題等における成績評価の基準（筆記試験答案、レポート等を採点する際に、どのような点について言及することが求められているのか等、採点のポイントを示すものをいう。）を含む。

解釈指針 4－1－1－5

基準 4－1－1 (6) にいう「再試験」とは、期末試験の成績を考慮要素に含めた成績評価において合格とされなかった者に対して行われる試験をいう。また、「追試験」とは、一定のやむを得ない事情により期末試験を受験することができなかった者に対して行われる試験をいう。

解釈指針 4－1－1－6

再試験を実施する場合には、期末試験における不合格者の救済措置ではないと認められる相当の理由が存在していることが必要である。

解釈指針 4－1－1－7

成績評価に当たり、レポート、平常点等の評価を行う際には、個々の学生の能力及び資質を適正に評価していることが必要である。

4－1－2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

解釈指針 4－1－2－1

進級制を採用するに当たっては、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する授業科目の範囲）が適切に設定され、かつ、学生に周知されていることが必要である。

解釈指針 4－1－2－2

進級要件を定めるに当たっては、GPA制度が導入され、かつ、厳格な成績評価による単位認定に基づいた進級判定のために活用されていることが望ましい。

解釈指針 4－1－2－3

進級制を採用しない場合には、その理由が明らかにされるとともに、段階的学修を確保するための具体的な措置が定められ、その措置について学生に周知されていることが必要である。

4－2 修了認定及びその要件

4－2－1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数をカに定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、31単位以上修得していること（なお、(2)においてカに算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。

解釈指針4-2-1-1

基準4-2-1 (1) ウのただし書に定める単位数は、基準2-1-5のただし書による単位数に限るものとする。

解釈指針4-2-1-2

法科大学院の修了判定に当たっては、GPA制度が導入され、かつ、到達目標の達成度を評価するものとして活用されていることが望ましい。

解釈指針4-2-1-3

基準4-2-1 (2) の「十分な実務経験」とは、例えば、租税法等について租税関係業務、特許法について特許関係業務、信託法について信託関係業務等、展開的・先端的な法領域に関する業務についての専門的実務経験であって、展開・先端科目を当該法科大学院において履修し単位取得したのと同程度と判断できるものをいう。

解釈指針 4－2－1－4

基準 4－2－1（2）にいう「実務経験等を評価した上で適当と認められるもの」について認められる法律基本科目の履修は、法律基本科目の選択必修科目又は選択科目に限られる。

解釈指針 4－2－1－5

当該法科大学院が基準 4－2－1（2）にいう「カに定める単位数」に算入することのできる単位数を認定するに当たっては、当該法科大学院における展開・先端科目に属する各授業科目を履修した場合に取得することのできる単位数に照らして、対象となる学生の実務経験を評価し、適正に判断することが必要である。

4－2－2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準 2－1－5 のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

4－3 法学既修者の認定

4－3－1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

解釈指針 4－3－1－1

「適切な法律科目試験の実施及びその他の教育上適切な方法」とは、基準 4－2－1（1）ウの趣旨に照らし当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するために適切な方法であって、法科大学院の入学選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保の要請に適合するものであることをいう。

解釈指針 4－3－1－2

法律科目試験については、各試験科目について最低基準点を設定するなど、法学既修者として十分な能力を備えた者のみを合格させ、あるいは法学既修者として認定する措置を講じていることが必要である。

解釈指針 4－3－1－3

当該法科大学院が法学既修者として認定した者について履修免除が認められる法律基本科目は、法律科目試験の対象となった分野に対応する授業科目に限られていることが必要である。

解釈指針 4－3－1－4

（1）法学既修者としての認定は、法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。この場合において、履修免除単位数が 20 単位を下回らない範囲で次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益と認められる場合、一括して免除されるべき単位数の中から 6 単位を限度として、履修免除単位数を減少させることができる。

イ 法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目の一部について、2 年次以降に履修することを前提に、法律科目試験の出題範囲に含めず、履修免除を行わないものとすることができる。

（2）飛び入学制度を活用して法学既修者認定試験を実施する場合において、法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目の履修免除は、履修免除単位数が 20 単位を下回らない範囲で次の方法で行われていることが必要である。

ア 法学既修者認定試験において法学未修者 1 年次に配当される必修の法律

基本科目すべてについて法律科目試験を実施する場合には、履修免除は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。この場合には、(1)アに定めた取扱いをすることができる。

イ 法学既修者認定試験において法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目の一部について試験を実施する場合には、履修免除は、法律科目試験を実施した法律基本科目すべての単位を一括して免除することが必要である。この場合において、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目のうち法律科目試験を実施しなかったものについては、法学既修者として認定した者に対して、入学までに当該科目の試験を実施し、これに合格した者に対して当該科目の履修免除を行うことができる。

(3) 法学既修者であることを理由とする履修免除は、必修の法律基本科目に限って行われていることが必要である。

解釈指針4-3-1-5

法律科目試験の実施に当たっては、当該法科大学院を置く大学出身の受験者和其他の受験者との間で、出題及び採点において、公平を保つことができるような措置が講じられていることが必要である。

解釈指針4-3-1-6

学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行うに当たり、当該機関が実施する法律科目試験をもって当該法科大学院の法律科目試験の試験に代えることは認められない。

解釈指針4-3-1-7

当該法科大学院が法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていることが必要である。

第5章 教育内容等の改善措置

5－1 教育内容等の改善措置

5－1－1

教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

解釈指針 5－1－1－1

「教育の内容・方法等の改善」の対象として、例えば、次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 教育内容に関わるものとして、科目区分を意識したシラバスと授業の内容、学生の理解度や習熟度に配慮した授業の内容、授業科目間の連携及び授業内容の相互調整、理論的教育と実務的教育の架橋を図る授業内容等。
- (2) 教育方法に関わるものとして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を実施するための、適正な規模のクラス編成、授業の進め方やその形態の工夫、学生に対する発問や質疑への対応の仕方、学生相互間の討論を導き出す工夫、予習復習に関する適切な指示、授業で使用する教材や配付資料の選定等。
- (3) 成績評価基準の内容、成績評価の厳格な実施等。
- (4) 学生に対する教育指導に関する教員の資質能力の向上等。

解釈指針 5－1－1－2

「研修及び研究」として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 教育の内容及び方法に対する学生（修了者を含む。）、同僚教員、外部者等の評価を受けて行う教員相互の討議。
- (2) 国内外の専門家を交えた講演会、研修会、シンポジウム等の開催。
- (3) 国内外の大学や研究所等における教育の内容及び方法に関する情報や研究成果の集積・活用。

解釈指針 5－1－1－3

「研修及び研究」を行うに当たって配慮すべき事項として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 研究者教員のうち、実務上の知見が不足すると認められる者については、担当する授業科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得させ、また実務家教員のうち、教育上の経験が不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得させること。

- (2) カリキュラムの効果的な実施のために、教員相互の連携が特に求められている授業科目（複数のクラスを異なる教員が担当する授業科目、実務家教員と研究者教員との連携が求められる法律実務基礎科目等）については、授業内容の決定、カリキュラム作成時の協議等、教員が相互に連携する機会を十分に確保すること。

解釈指針 5－1－1－4

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、法科大学院内に教育内容等の改善に関する組織が設置され、当該組織が収集管理する情報に基づき、改善すべき項目及びその方法に関する方針が決定され、改善に結びつける取組が法科大学院として継続的に実施されていることをいう。

第6章 入学者選抜等

6－1 入学者受入

6－1－1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

6－1－2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

6－1－3

各法科大学院の入学者受入方針に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

解釈指針6－1－3－1

入学者選抜における公平性及び開放性を確保するため、次の各号に掲げる取組が行われていることが必要である。

- （1）入学者選抜において、当該法科大学院を置く大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下「自校出身者」という。）について優先枠を設けるなどの優遇措置を講じていないこと。
入学者に占める自校出身者の割合が著しく高い場合には、それが公平性、開放性及び多様性の確保に反する措置によるものでないこと。
- （2）入学者に対して法科大学院への寄附等の募集を行う場合には、その開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。
- （3）身体に障害のある者に対して、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫するよう努めていること。

6－1－4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針 6－1－4－1

入学者選抜に当たっては、文部科学省が策定する「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に即して実施するとともに、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。

解釈指針 6－1－4－2

法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を測ることができる試験（法学検定試験等）の結果を加点事由とすることは適切ではない。

解釈指針 6－1－4－3

法学既修者の入試科目及び出題範囲は、原則として、法学未修者コース 1 年次教育の科目及び範囲と等しいことが求められる。

法学既修者の入学試験において、学部 3 年次生の受験を認めるいわゆる飛び入学のための試験を実施する場合には、入学後に十分な学修を期待することができる適性及び能力をもつ者であることを、学部における成績などもあわせて考慮して、適確に判定することが求められる。

6－1－5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

解釈指針 6－1－5－1

多様性を確保するため、入学者選抜において、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。

- (1) 大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を適切に評価するよう努めていること。
- (2) 実務等の経験を有する者については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価するよう努めていること。
- (3) 入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が 3 割以上となるよう努めていること。

6－2 収容定員及び在籍者数等

6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることをしないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

解釈指針 6－2－1－1

「収容定員」とは、入学定員の3倍の数をいう。また、「在籍者」には、原級留置者及び休学者を含む。なお、年度ごとに入学定員が異なる場合は、直近3か年分の総和をもって収容定員とする。

6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

解釈指針 6－2－2－1

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう必要な措置が講じられている必要がある。

解釈指針 6－2－2－2

5年の評価期間中において、評価実施年度における入学定員充足率が50%を下回っており、かつ、他の4年間に於いて入学定員充足率が50%を下回る年度が2回以上あった場合には、原則として、所定の入学定員と著しく乖離していないとはいえない。ただし、基準に適合しているか否かの最終的な判断は、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案して行う。

解釈指針 6－2－2－3

双方向的又は多方向的な授業を効果的かつ継続的に実施するため、入学者数が原則として10人を下回らないこと。ただし、基準に適合しているか否かの最終的な判断は、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案して行う。

6－2－3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

解釈指針 6－2－3－1

「入学者選抜における競争倍率」とは、合格者数に対する受験者数の割合をいう。

解釈指針 6－2－3－2

入学者選抜における選抜機能を十分に働かせるため、入学者選抜における競争倍率は、原則として2倍を下回らないことが必要である。

なお、5年の評価期間中において、評価実施年度に入学者選抜における競争倍率が2倍を下回っており、かつ、他の4年間において入学者選抜における競争倍率が2倍を下回る年度が2回以上あった場合には、十分な競争倍率に達しているとはいえない。

第7章 学生の支援体制

7-1 学習支援

7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

解釈指針 7-1-1-1

「学習支援」として、ガイダンス及び個別に学生に対して行う履修指導・学習相談・各種の助言等が適切に行われていることが必要である。また、導入ガイダンスや事前学習会等を入学前に実施する場合には基準 7-1-1 という「学習支援」に含まれる。

解釈指針 7-1-1-2

「学習支援」として、入学時に、次の各号に掲げる配慮がされていることが必要である。

- (1) 法科大学院における教育への導入として、入学当初から効果的な学習を行うための配慮がされていること。
- (2) 法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習を適切に行うための特段の配慮がされていること。

解釈指針 7-1-1-3

「学習支援」として、オフィスアワーが設けられている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時、場所及び面談の予約の方法等が周知されていることが必要である。また、オフィスアワーが設けられていない場合であっても、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるような措置が講じられていることが必要である。

解釈指針 7-1-1-4

「学習支援の体制」として、チューター、ティーチング・アシスタント、法曹関係者によるアドバイザー等の各種教育補助者（事務職員及び図書館職員を除く。）による学習支援体制の整備に努めていることが必要である。

解釈指針 7－1－1－5

解釈指針 7－1－1－4 にいう各種教育補助者による学習支援において、試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や、理解を伴わない断片的な知識の機械的な暗記をさせる教育など受験技術優先の指導に偏した教育を実施することは適切でない。

7－2 生活支援等

7－2－1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

解釈指針 7－2－1－1

「経済的支援」とは、入学料・授業料の減免及び徴収猶予のほか、奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等の措置をいう。

解釈指針 7－2－1－2

「学生生活に関する支援体制の整備」とは、学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメント相談、メンタル・ケア、カウンセリング等を目的とした保健センター及び学生相談室等を設置するなどの相談助言体制の整備をいう。

7－3 障害のある学生に対する支援

7－3－1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

7－4 職業支援（キャリア支援）

7－4－1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

第 8 章 教員組織

8－1 教員の資格及び評価

8－1－1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

8－1－2：重点基準

基準 8－1－1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

解釈指針 8－1－2－1

基準 8－1－2 に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員のうち基準 8－1－2 の資格を有する者（大学院設置基準第 8 条第 3 項及び第 9 条第 2 項の規定の適用を受けるものを除く。）がこれを兼ねることができる。

8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

8－2 専任教員の配置及び構成

8－2－1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の法科大学院でのみ専任とされている専任教員（以下「専属専任教員」という。）を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専属専任教員が置かれていること。

解釈指針8－2－1－1

基準8－2－1により専攻ごとに置くものとされる専属専任教員は、専門職学位課程たる法科大学院について1専攻に限り専任教員として取り扱われていることが必要である。

解釈指針8－2－1－2

基準8－2－1により専攻ごとに置くものとされる専属専任教員の数の半数以上は、原則として教授であることが必要である。

解釈指針8－2－1－3

法科大学院には、その教育の理念及び目標を実現するために必要と認められる場合には、基準8－2－1に定める数を超えて、専属専任教員が適切に置かれていることが望ましい。

8－2－2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専属専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

解釈指針8－2－2－1

専任教員の科目配置について、入学定員100人を超える法科大学院においては、次の各号に掲げる人数の専属専任教員が各科目に置かれていることが必要である。

- (1) 入学定員 101～199 人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも 3 科目について複数の専属専任教員が置かれていること。
- (2) 入学定員 200 人以上の法科大学院については、法律基本科目のうち、少なくとも公法系に 4 人、刑事法系に 4 人、民法に関する分野に 4 人、商法に関する分野に 2 人、民事訴訟法に関する分野に 2 人の専属専任教員が置かれていること。

8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね 7 割以上が専任教員によって担当されていること。

解釈指針 8-2-3-1

「専任教員の科目別配置等のバランス」については、各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に専任教員が置かれていること、及び専任教員の年齢構成に著しい偏りがないよう努めていることが必要である。

8-2-4：重点基準

基準 8-2-1 に定める専属専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

解釈指針 8-2-4-1

基準 8-2-4 に定める実務家教員は、その実務経験との関連が認められる授業科目を担当していることが必要である。

解釈指針 8-2-4-2

基準 8-2-4 に定める実務家教員については、基準 8-2-4 に定めるおおむね 2 割の専属専任教員の数に 3 分の 2 を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内に限り、専任教員以外の者であっても、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者を充てることができる。

8－2－5

基準8－2－4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専属専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

8－3 教員の教育研究環境

8－3－1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられていること。

解釈指針 8－3－1－1

各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、年間20単位以下であることが望ましい。なお、年間30単位を超える場合には、その理由を問わず、適切な範囲内にあるとはいえない。

8－3－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

8－3－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

第9章 管理運営等

9-1 管理運営の独自性

9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

解釈指針9-1-1-1

「法科大学院の運営に関する重要事項」とは、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項をいう。

解釈指針9-1-1-2

「法科大学院の運営に関する会議」は、当該法科大学院の専任教授により構成されていることが必要である。

ただし、当該法科大学院の運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の教職員を加えることができる。

解釈指針9-1-1-3

法科大学院の適切な運営のために、解釈指針9-1-1-1の重要事項については、法科大学院の運営に関する会議における審議の結果及び意見が尊重されていることが必要である。

9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準5-1-1に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

解釈指針9-1-2-1

「教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修」を行うに当たって配慮すべき事項として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。

- （1）個々の教職員すべてに対して一律に研修の機会を設けることを義務付ける趣旨ではなく、実施する研修の具体的な対象や内容、形態等については、当該法科大学院において、その特性や実態を踏まえ、各教職員の

キャリアパスも見据えつつ、計画的・組織的に判断されるべきこと。

- (2) 当該法科大学院による独自の研修その他の取組の実施を義務付ける趣旨ではなく、当該法科大学院を置く大学が全学的に実施する研修その他の取組をもって法科大学院の研修その他の取組に代えることを妨げるものではない。
- (3) 当該法科大学院や当該大学以外の関連団体等が実施する研修その他の取組に教職員が参加する機会を設けること。

9－1－3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

解釈指針 9－1－3－1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するために、法科大学院の設置者が、法科大学院の意見を聴取して、法科大学院の運営に必要な経費を負担していることが必要である。

第 10 章 施設、設備及び図書館等

10-1 施設、設備及び図書館等

10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

解釈指針 10-1-1-1

「教室」及び「演習室」は、当該法科大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができる規模、質及び数が備えられ、教育方法上の必要に応じて設備及び機器が整備されていることが必要である。

解釈指針 10-1-1-2

「自習室」については、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されているとともに、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。

また、「自習室」の配置及び使用方法等において、学生が図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することができるよう、十分配慮されていることが必要である。

解釈指針 10-1-1-3

「図書館」には、法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が適切に備えられ、その適切な管理及び維持がされているとともに、必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。

学生の学習に必要な基本的図書及び資料は、学生の専用又は優先利用のために備えられるなど、学生が随時利用することに支障がないようにする措置が講じられていることが必要である。

法科大学院が管理に参画していない「図書館」に図書及び資料を備えている場合でも、その収集、配置、利用方法について、法科大学院の意見又は要望を受け付ける適切な機会の設けられていることが必要である。

解釈指針 10-1-1-4

「図書館」には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に置かれていることが必要である。

図書館の職員には、法情報調査に関する基本的素養を備えていて学生に随時助言することのできる者が含まれていることが必要である。

解釈指針 10-1-1-5

「教員室」は、少なくとも各常勤専任教員につき1室が備えられていることが必要である。非常勤教員については、教員室として、勤務時間に応じ、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるスペースを確保するよう努めていることが必要である。また、各教員室には研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。

解釈指針 10-1-1-6

教員が学生と面談するスペースは、面談の目的や人数に応じて適切なものが利用可能となっていることが必要である。

解釈指針 10-1-1-7

図書館を除く各施設は、当該法科大学院の専用であるか、又は、当該法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することのできる状況にあることが必要である。

解釈指針 10-1-1-8

施設の維持管理に当たっては、通常利用時及び緊急時に、学生、教職員、その他の利用者の平穏安全が脅かされない環境が整備されていることが必要である。

第 1 1 章 自己点検及び評価等

1 1 - 1 自己点検及び評価

1 1 - 1 - 1 : 重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 1

法科大学院に関する自己点検及び評価を実施するための適当な体制を、法科大学院を置く大学において整備する場合には、当該法科大学院の意見を聴取し、かつ自己点検及び評価の結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されるよう、十分に配慮されていることが必要である。

解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 2

「適切な評価項目」として、次の各号に掲げる内容を含む評価項目が設定されていることが必要である。

- （１）教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育の理念及び目標の達成状況に関すること
- （２）教育内容及び方法に関すること
- （３）成績評価並びに進級及び修了の認定に関すること
- （４）入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること
- （５）収容定員及び学生の在籍状況に関すること
- （６）学生の学習、生活及び就職の支援に関すること
- （７）教員組織及び教育能力に関すること

解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するに当たっては、法科大学院の運営に関する会議及び各種委員会が連携協力して改善に取り組んでいることが必要である。

解釈指針 1 1－1－1－4

自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行い、その結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用することが望ましい。

1 1－2 情報の公表

1 1－2－1

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

解釈指針 1 1－2－1－1

法科大学院の教育研究活動等の状況については、次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されている必要がある。

- (1) 設置者に関すること
- (2) 教育の理念及び目標に関すること
- (3) 教育上の基本組織に関すること
- (4) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関すること
- (5) 入学者受入方針並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること
- (6) 収容定員、在籍者の数及び進級の状況に関すること
- (7) 法科大学院の課程の修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、標準修業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- (8) 学修の成果に係る評価、並びに進級及び修了の認定に当たっての基準に関すること
- (9) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関すること
- (10) 授業料、入学料その他の法科大学院を置く大学が徴収する費用に関すること
- (11) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- (12) 修了者の数並びに司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に関すること

解釈指針 1 1－2－1－2

解釈指針 1 1－2－1－1 の各号に掲げる事項のほか、教育の理念及び目標に基づき学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表していることが望ましい。

解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 3

解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1 (4) にいう各教員の教育研究業績及び実務経験には、次の各号に掲げる事項を含むことが必要である。

- (1) 研究者教員については、担当授業科目名、主な職歴、及び最近 5 年間における主な研究業績
- (2) 実務家教員については、担当授業科目名、並びに法律実務に関する主な経歴、実績及び著作
- (3) 専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での主な公的活動及び社会貢献活動

1 1 - 2 - 2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1

「評価の基礎となる情報」には、基準 1 1 - 2 - 1 に定める法科大学院の教育活動等の状況に関する文書、自己点検及び評価の結果に関する文書、並びに筆記試験問題及び答案その他成績評価の基礎となる資料を含む。

解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 2

「適切な方法で保管されていること」とは、評価機関の求めに応じて、速やかに提出できる状態で保管されていることをいう。

Ⅲ 評価の組織及び方法等

1 評価の種類

1－1

学校教育法第109条第3項に規定する認証評価を実施するに当たっては、次の2種類の評価をもって実施する。

(1) 本評価

法科大学院の教育活動等の状況について、評価基準に適合しているかどうかの判断を行う評価

(2) 追評価

本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院を対象として、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて、評価基準に適合しているかどうかの判断を行う評価

1－2

本評価に先立ち、法科大学院の開設後、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について実施する評価を予備評価という。

1－3

法科大学院は、5年以内ごとに本評価を受けるものとする。

追評価を受けた法科大学院については、次の評価の時期は、当該追評価の実施年度からではなく、本評価の実施年度から起算するものとする。

2 評価の組織

2-1

機構は、次の評価組織により法科大学院の評価を実施する。

(1) 法科大学院認証評価委員会

法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、機構が実施する法科大学院の評価に関し、次の事項を審議し、決定する。

ア 評価基準及び評価方法その他評価に必要な事項の制定、改定及び変更

イ 評価結果の確定

(2) 評価部会及び運営連絡会議等

評価委員会の下に評価部会及び運営連絡会議を置く。

評価部会は、評価の対象となる法科大学院について書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成する。

運営連絡会議は、評価部会等における横断的な事項の審議、評価結果（原案）の調整、評価基準及び評価方法等に関する改善案の評価委員会への提案を行う。

特定の専門事項を調査する必要がある場合は、これを調査するため、評価委員会の下に専門部会を置くことができる。

2-2

評価委員会、評価部会、運営連絡会議及び専門部会の委員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができないこととする。

2-3

機構は、機構が実施する評価を、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高いものとするため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価担当者に対して、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施する。

3 評価の方法等

3－1

機構は、毎年度、法科大学院を置く大学からの申請に基づき、評価を実施する。

申請の方法等については、別に定める。

3－2

機構は、評価の申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該法科大学院の評価を実施する。

3－3

評価の手順は次のとおりとする。

- (1) 各法科大学院の自己評価等を踏まえ、法科大学院の教育活動等の状況を分析し、各基準を満たしているかどうかの判断を行う。
- (2) (1)の結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断を行う。
- (3) 基準ごとの分析・判断の結果に基づき、法曹養成の基本理念及び当該法科大学院の目的等に照らし、教育活動等の優れた点や改善を要する点等について明らかにする。

3－4

評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。

書面調査は、別途策定される自己評価実施要項に基づき、当該法科大学院が作成する自己評価書の分析等により実施する。

訪問調査は、別途策定される訪問調査実施要項に基づき、評価担当者が当該法科大学院を訪問し、書面調査では確認することのできない内容等を中心に調査を実施する。

3－5

評価結果を確定する前に、評価結果（案）を当該法科大学院を置く大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。

意見の申立てがあった場合は、再度審議を行った上で、評価結果を確定する。

意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議を行うに当たっては、評価委員会の下にその年度の評価に加わらない者からなる専門部会を置く。専門部会は、意見の申立てに理由があるかどうかについて審査を行い、評価委員会は、その議を踏まえて評価結果を確定するものとする。

3－6

機構は、評価結果を評価報告書としてまとめ、当該法科大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表する。

評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、当該法科大学院を置く大学から提出された自己評価書（法科大学院の自己評価において根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）を機構のウェブサイトに掲載する。

4 教員組織調査

4－1

教員組織調査は、評価基準第8章の基準を満たしているかどうかの判断を行うため、法科大学院の専任教員等について、担当する授業科目の内容に即して、当該授業科目を担当するにふさわしい教育上の経歴・経験、研究業績、職務上の実績等を有しているか調査を実施した上で、当該法科大学院の教員組織に、教育上適切な教員が配置されているか確認するものとする。

4－2

教員組織調査を実施するため、評価委員会の下に専門部会を置く。

4－3

予備評価においては、教員組織調査は実施しない。

5 追評価

5－1

機構は、本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院を対象として、当該法科大学院を置く大学からの申請に基づき、追評価を実施する。

当該法科大学院の追評価の申請は、本評価実施年度の翌々年度まで受け付けるものとする。

申請の方法等については、別に定める。

5－2

機構は、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適格認定を与える。

5－3

追評価を実施するため、評価委員会の下に専門部会を置く。

6 予備評価

6－1

法科大学院の開設後、初年度の入学者（３年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの申請に基づき、予備評価を実施する。

6－2

予備評価は、当該法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために実施する。
なお、予備評価は、本評価を申請する際の要件ではない。

6－3

予備評価の内容等は次のとおりとする。

- （１）予備評価は、原則として本評価と同様に実施する。
ただし、初年度の入学者（３年課程）の修了以前の段階においては評価し得ない部分について、予備評価においては実施しないものとする。
- （２）予備評価の評価結果は、当該法科大学院を置く大学に通知するが、文部科学大臣への報告、社会への公表を行うものではない。
- （３）予備評価は、法科大学院に適格認定を与えるものではない。

7 評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保

7-1

(1) 機構の評価を受けた法科大学院を置く大学は、次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間、毎年度、調査実施年度に適用される評価基準の重点基準について、別に定める法科大学院年次報告書（以下「年次報告書」という。）の様式に従い、その状況を機構に提出するものとする。

(2) 機構認定法科大学院を置く大学であって、評価において満たしていないとされた基準があるものは、次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間、その対応状況について、別に定める法科大学院対応状況報告書（以下「対応状況報告書」という。）の様式に従い、機構に提出するものとする。

ただし、対応状況報告書等の調査の結果、機構が翌年度以降の対応状況報告書等の提出を要しないと認めた基準については、この限りでない。

(3) 機構は、年次報告書又は対応状況報告書の提出のない場合には、その旨を公表する。

7-2

(1) 機構は、年次報告書を調査した結果、教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般について、重要な変更又は状況の変化があると認めた法科大学院については、当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、既に公表した評価の結果に変更又は変化の内容を付記する。

(2) 機構は、対応状況報告書等を調査した結果、評価において満たしていないとされた基準に係る対応状況について、当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、既に公表した評価の結果にその対応状況を付記する。

7-3

機構は、年次報告書を調査した結果、重点基準を満たさないおそれがあると判断した場合は、その旨を当該法科大学院を置く大学に通知する。

7-4

年次報告書及び対応状況報告書等を調査するため、評価委員会の下に専門部会を置く。

8 情報公開

8－1

機構は、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第169条第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供する。

8－2

機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）に基づき、原則として開示する。

ただし、法科大学院を置く大学から提出され、機構が保有することとなった法人文書（Ⅲ 3－6により公表済みのものを除く。）の開示に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該法科大学院を置く大学と協議するものとする。

9 評価基準の改定等

9－1

機構は、法科大学院関係者、法曹関係者及び評価担当者等の意見を踏まえ、適宜、評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努める。

評価基準の改定及び評価方法その他評価に必要な事項の変更は、事前に法科大学院関係者及び法曹関係者等へ意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会で審議し決定する。

なお、評価基準等が改定される場合には、相当の周知期間を置き、法科大学院の理解や自己評価の便宜等に配慮するものとする。

10 評価手数料

10－1

評価を実施するに当たっては、別に定めるところにより、評価手数料を設定し、徴収する。

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構

〒187-8587

東京都小平市学園西町1-29-1

TEL／042-307-1631

URL／[http://www. niad. ac. jp/](http://www.niad.ac.jp/)